

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十二号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成十六年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

別表中「（第八条関係）」を「（第七条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。